

物件の買入れなどに係る契約について、検査職員等に対して研修を実施して会計法令に基づく検査の重要性や会計法令等の周知徹底を図ることなどにより、会計法令に基づく検査が適正に実施されるよう改善させたもの

検査職員又は検査員が工事の現場や物件の納入場所等において履行内容が契約の内容に適合したものであることを確認していないにもかかわらず検査職員が検査調書を作成して
契約代金が支払われていたなどの事態に係る契約金額(1)(支出) 47億8641万円
包括任命検査職員が検収報告書を支出負担行為担当官に提出していないため給付の完了の確認が行われていることを適切に確認することができない状態であったにもかかわらず検査職員が検査調書を作成して契約代金が支払われていたなどの事態に係る契約金額(2)(支出) 8088万円
(1)及び(2)の純計(支出) 48億6027万円

1 国土交通省航空局等における会計法令に基づく検査の概要等

(1) 国土交通省航空局等における会計機関等の概要

国土交通省航空局(以下「本省航空局」)の管下には、東京、大阪両航空局、31空港事務所等が設置され、本省航空局長、東京、大阪両航空局長等が支出負担行為担当官等として、契約を多数締結している。

(2) 国の締結した契約における給付の完了の確認

物件の買入れなどに係る契約について、給付の完了を確認するために必要な検査は、支出負担行為担当官等が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書等に基づいて行うこととなっている(給付の完了を確認するために必要な検査を「会計法令に基づく検査」、支出負担行為担当官等から給付の完了を確認するための検査を命ぜられた職員を「検査職員」)。

支出負担行為担当官等又は検査職員は、会計法令に基づく検査を完了した場合には、契約金額が200万円を超えない契約に係るものである場合を除き、検査調書を作成しなければならないとなっている。また、検査調書を作成しなければならない場合においては、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができないなどとなっている。

(3) 本省航空局等における会計法令に基づく検査の概要

「航空局工事等監督検査事務処理要領」(以下「事務処理要領」)等によれば、検査職員は、工事に係る契約については現場、製造又は物件の買入れに係る契約については納入場所等において、検査項目の全部について会計法令に基づく検査を行うこととされている。また、会計法令に基づく検査のうち、納入される物品の品名、数量等の確認(以下「検収」)を行う者として、あらかじめ包括的に任命された職員(以下「包括任命検査職員」)は、所定の契約について、検収が完了したときは検収報告書を作成して支出負担行為担当官等に提出することとされている。

さらに、包括任命検査職員により指名された職員(以下「検査員」)は、包括任命検査職員に代わって検収を行い、検収が完了したときは検収報告書に所要事項を記載して包括任命検査職員に報告し、包括任命検査職員はその内容を確認した上で検収報告書を作成して支出負担行為担当官等に提出することとなっている。

そして、検査職員は、この検収報告書の内容を確認した上で検査調書を作成することとなっている。

2 検査の結果

東京航空局において公表された不適正経理事案(同局が平成30年度に締結した工事等に係る契約3件(契約金額計6093万円)について、履行期限までに一部機器の納入等が完了していないにもかかわらず、契約代金が支払われていたことが確認されたとして、関係職員を処分したこと)に係る調査の結果を精査するほか、26年度から令和元年度(元年度は11月末まで。以下同じ。)までの間に締結された空港施設の整備、物品の購入等に係る契約371件(契約金額計322億1306万円)を対象として、本省航空局、東京、大阪両航空局及び15空港事務所等において会計実地検査を行った。そして、上記

会計実地検査の結果を踏まえるなどして、本省航空局、東京、大阪両航空局及び8空港事務所^(注2)が平成30、令和元兩年度に締結した工事、製造又は物件の買入に係る契約440件(契約金額計303億9961万円)を対象として調書の作成等を求めて、その内容を確認するなどして検査した(重複を除いた純計は契約767件(契約金額計595億2200万円))。

(注1) 15空港事務所等 丘珠、稚内、釧路、三沢、仙台、成田、新潟、小松、福岡、鹿児島、那覇各空港事務所、富山、南紀白浜、奄美各空港出張所、福岡航空交通管制部

(注2) 8空港事務所 多数の航空保安無線施設等を24時間体制で一元管理するための拠点部署が設置されている新千歳、仙台、東京、中部、大阪、福岡、鹿児島、那覇各空港事務所

- (1) 検査職員又は検査員が工事の現場や物件の納入場所等において履行内容が契約の内容に適合したものであることを確認していないにもかかわらず検査職員が検査調書を作成して契約代金が支払われていたなどの事態

本省航空局、東京、大阪両航空局及び7空港事務所^(注3)において締結された契約91件、契約金額計47億8641万円については、検査職員又は検査員が、契約相手方から提出される書類の確認等で足りるという誤った認識を有していたなどして、工事の現場や物件の納入場所等において履行内容が契約の内容に適合したものであることを確認していなかったにもかかわらず、検査職員が検査調書を作成して契約代金が支払われるなどしていた。上記91件の契約のうち、88件の契約(契約金額計47億2548万円)について、検査職員の任命状況をみると、支出負担行為担当官等の所属する部局の職員1人を任命して、契約の内容に応じて、工事の現場等に近い官署の職員を検査職員に任命することなどが行われていなかった。

(注3) 7空港事務所 新千歳、仙台、東京、中部、大阪、福岡、鹿児島各空港事務所

- (2) 包括任命検査職員が検収報告書を支出負担行為担当官に提出していないため給付の完了の確認が行われていることを適切に確認することができない状態であったにもかかわらず検査職員が検査調書を作成して契約代金が支払われていたなどの事態

本省航空局及び東京航空局において締結された9件の契約(契約金額計8088万円)については、包括任命検査職員が検収報告書の作成及び支出負担行為担当官への提出を行っていないため、給付の完了の確認が行われていることを適切に確認することができない状態であったなどしていたにもかかわらず、検査職員は契約相手方から提出された納品書の確認を行ったことなどをもって検査調書を作成し、これに基づき契約代金が支払われていた。

3 国土交通省が講じた改善の処置

同省は、物理的な状況変化等により当時の状況を確認することが困難であった契約を除き、2年6月末までに工事の現場等において給付の状況を改めて事後的に確認するとともに、会計法令に基づく検査が適正に実施されるよう、同年4月に事務処理要領等を改正するなどして、次のような処置を講じた。

ア 会計法令に基づく検査の重要性や会計法令等の周知徹底を図るために、検査職員等に対して、2年6月末までに研修を実施するなどするとともに、今後も、関係職員を対象として研修を実施することとした。また、検査職員又は包括任命検査職員の任命簿等の様式において、会計法令に基づく検査は工事の現場等において実施することなどの留意事項を記載し、職員を検査職員等に任命する際には当該留意事項が記載された任命簿の写しなどを検査職員等に対して交付することとするとともに、事務処理要領等において、包括任命検査職員は、確実に物品の納入場所において検収を行った上で検収報告書を支出負担行為担当官等へ提出すること、検査職員は、検収報告書の内容を確認した上で検査調書を作成することをそれぞれ明示した。

イ 契約の内容に応じた検査職員が任命されるよう、事務処理要領で示す検査職員の任命簿等の様式に、検査職員ごとの履行内容や履行場所といった会計法令に基づく検査の範囲等を記載することを明示するとともに、支出負担行為担当官等に対してこれを周知した。